

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>定例庁議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和5年10月19日（木）午前9時22分から 午前9時41分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館2階 全員協議会室</p>
<p>出席者及び 欠席者の 職・氏名</p>	<p><b>【出席者】</b> 富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、福田同課政策企画係長</p> <p>（担当課2） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課長補佐</p> <p>（事務局） 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、福田同課政策企画係長、伊藤同課同係主事</p>
<p>議題</p>	<p>1 第6次朝霞市総合計画策定方針（案） 2 令和6年度（2024年度）当初予算編成方針</p>
<p>会議資料</p>	<p>（議題1） ・【資料1】第6次総合計画策定方針（案）</p> <p>（議題2） ・【資料2】令和6年度当初予算編成方針（案） ・【別紙1】令和6年度当初予算部別枠配分類一覧表 ・【別紙1-1】令和6年度当初予算 枠配分類 ・【別紙1-2】別紙1-2 査定科目一覧（機構順）</p>

会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	-	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 第6次朝霞市総合計画策定方針（案）

【説明】

（担当課1：福田政策企画課政策企画係長）

第6次朝霞市総合計画策定方針案について資料1に基づき説明する。

この策定方針案は、計画策定に向けた各種取組及びその進め方を規定するものである。第5次総合計画の策定方針案を参考にしながら、総合計画策定委員会及び総合計画審議会において御意見をいただき、策定方針案としてまとめたものである。

策定方針の構成としては「計画策定の趣旨」、「計画の構成・期間」、「基本的な考え方」、「策定体制」、「計画策定の主なスケジュール」としている。

「計画策定の趣旨」について、現行の第5次総合計画が令和7年度までの計画であることから、令和8年度以降も引き続き計画的に施策や事業を展開していくため、第6次総合計画を策定するものである。

「計画の構成・期間」については、第6次総合計画も第5次総合計画と同様に、基本構想、基本計画、実施計画で構成する。

基本構想は、目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すもので、計画期間を10年とする。基本計画は、基本構想の実現に向け、具体的な施策を分野別体系的に示すもので、計画期間は前期、後期の各5年間とする。実施計画は、基本計画に定めた施策を展開するための事務事業について、具体的な方策等を示すもので、計画期間は3年とし、毎年度見直しを行う。

構成や期間のイメージについては下の図を御覧いただきたい。今回の計画策定は破線で囲んだ基本構想及び前期基本計画を対象としている。

次に2ページ、「基本的な考え方」について、（1）基本構想の方向性については、社会情勢の変化や、第5次の計画の結果検証により明らかにされる課題等を踏まえて整理を行う。（2）行政評価制度との連動については、計画の進行管理が客観的に検証できるよう、施策や事務事業に指標を設定し、評価・検証を行う。（3）総合戦略との関係については、国のガイドラインを踏まえ、総合計画が次期まち・ひと・しごと創生総合戦略としての内容も備えるものとする。（4）他の行政計画との関係については、総合計画と各分野の行政計画との関係性を明らかにし、総合計画を各行政計画に反映していく。（5）市民参画については、基本構想及び基本計画策定の各段階において、市民の声を広く反映できるよう、市民参画の機会の充実を図る。（6）職員参画については、各部、各課が主体的に計画策定に関わり、全庁を挙げて策定に取り組む。

次に、3ページ、「4 策定体制」として、市民、総合計画審議会、議会、庁内体制の役割を図にしている。具体的な内容は4ページを御覧いただきたい。（1）市民については、①の総合計画審議会委員から⑬のパブリックコメントまで、13通りの方法で計画策定に関わっていただく。（2）総合計画審議会については、基本構想及び基本計画について、調査・審議をしていただく。（3）議会については、審議会の委員として関わっていただくほか、全員協議会において、基本構想や基本計画案を報告し、意見を伺う予定である。また、基本構想案については、令和7年の9月議会に議案として提出し、議決を求める。（4）庁内体制については総合計画策定委員会、庁内策定部会、個々の職員という形で策定に取り組む。

最後に7ページ、第6次総合計画の策定スケジュールとして、現時点の主なスケジュールを記載している。

ポイントとなるスケジュールを年度ごとに申し上げると、令和5年度は11月に市民意識調査を実施、2月に分野別市民懇談会の開催と基本構想骨子案のまとめ、3月に市民説明会を予定している。

令和6年度は、4月に第5次総合計画の評価の取りまとめ、8月に基本計画骨子案のまとめ、9月に分野別市民懇談会の開催、2月に基本計画素案のまとめと市民説明会及び全員協議会での説明、3月にパブリックコメントの実施を予定している。

令和7年度は、5月に総合計画審議会から、基本構想及び基本計画について答申をいただき、9月議会に基本構想案を議案として提出し、議決をいただきたいと考えている。説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、総合計画策定委員会で審議している。

まず、策定方針案の中で、基本計画と前期基本計画との表現があり、表現が統一されていないが、前期の有無は意図して使い分けているものなのかとの質疑に対し、基本的に意図することは同じであるが、前期に特化するものかどうかの視点で改めて語句の整理を行うとの回答があった。

次に前期に特化するものとは具体的にどのようなものがあるのかとの質疑に対し、5ページにおける市民説明会の説明などにおいては、基本構想とあわせて策定するものが前期基本計画であるため、前期という語句を用いている。しかし計画の構成期間などにおいて基本計画の説明はなされており、前期を除いても補足できるものと考え、この方針案においては、基本的に前期を除いた基本計画という表記で整理していきたいとの回答があった。

次に、スケジュールにおいて令和7年9月の議案上程は必須のものなのか、また、基本構想以外の全体の計画について、いつ頃までに策定し、議会への説明や市民への公表をどのように行うかなど、スケジュールをどのように考えているのかとの質疑があった。それに対し、議案の上程は条例において基本構想を議会の議決事項と位置づけていることから行うものである。スケジュールについては、全体の計画としては、基本構想案と前期基本計画案は一緒に策定を進めるので、あわせて全員協議会で説明することを予定しており、市民への公表については、議案上程後、議会が終わった後に行いたいと考えているとの回答があった。

最後に、9月の議案上程後公表を行うことをスケジュールに追記してはどうかとの意見に対し、指摘の通り対応するとの回答があった。

これらの質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に回ることとした。説明は以上である。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【議題】**

2 令和6年度（2024年度）当初予算編成方針

**【説明】**

(担当課2：金子総務部次長兼財政課長)

令和6年度（2024年度）当初予算編成方針について説明する。

まず資料の2の1ページ、本市の財政状況と今後の見通しとして、1段目では、本市の財政状況は、令和4年度決算では、歳入において、市税収入が個人市民税や固定資産税の増などにより、約10億円増加し、過去最高を更新した一方で、歳出においては、扶助費が大幅に減となっているが、これは国による子育て世帯への臨時特別給付金等の事業が終了したことに伴う一時的なもので、社会保障関係経費は引き続き増加している状況であること、また、財政調整基金の残高は、今後の行政需要、事業を考えると、将来的には十分とは言い切れないことを述べている。

続いて2段目では、今後において、歳入は市税収入が堅調とはいえ、普通交付税が減少し、全体では大幅な増加は見込まれない中、歳出は社会保障関係経費の増加、長期化する物価高騰の影響、人事院勧告や最低賃金の動向により、令和6年度以降においても、経常経費が増加するほか、公共施設の更新や（仮称）福祉等複合施設等の建設事業を控え、厳しい財政状況になることが予測されていることを述べている。

次に、基本的な考え方として、現在コロナ禍から市民生活、経済活動が回復傾向にある中で、より一層効果的な市の施策が求められている一方、令和6年度は、第5次朝霞市総合計画において、残すところ2年となり、この間の施策の成果や達成度を視野に入れつつ、次期計画を策定する上では、各施策の方向性や実施方法を見直す期間にもなること、これらの状況を踏まえ、引き続き将来にわたって持続可能な財政基盤を整えながら、実施計画に基づいて配分された額を有効に活用し、市の将来像、「私が暮らしたいまち 朝霞」を実現する施策を展開する必要があることを述べている。

2ページ以降については、基本原則、歳入に関する事項、歳出に関する事項の3つが主な内容となっている。

各項目の主な点として、まず2ページ目の「1 基本原則」について、（1）事業の選択と集中は、予算計上する事業については、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、計画的、効果的に予算を活用すること。（2）行政評価の反映と事務事業の見直しは、行政評価の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを考慮すること。（3）国・県等の動向の把握は、本市の予算にも大きく影響することから、動向を的確に把握すること。（4）歳入の確保と歳出における発想の転換、創意工夫は、歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに、自主財源の確保に努めること。歳出については、発想の転換や創意工夫に努めること。予算計上は総額枠配分の範囲内での計上に努めることとしている。なお、枠配分については、後ほど別紙1で説明する。続いて、（6）特別会計および公営企業会計についても、この当初予算編成方針を準用するとともに、一般会計からの繰出金は必要不可欠なものに限ること。（7）原油価格・物価高騰対策への対応は、コロナ禍から市民生活、経済活動が回復傾向にある中、社会経済動向を注視し、物価高騰に直面する生活者、事業者への支援などについて引き続き検討を行うこと。以上のことなど7つの項目としている。

次に3ページ目の2、歳入に関する事項については、（1）市税は、経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して、適正な額を見積もること。（2）使用料及び手数料の見直しを適宜行うこと。対象を的確に把握し、適正に見積もること。（3）国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減廃止された場合には、事業の廃止縮減を前提に十分検討すること。（4）の5つ目の中点が今回追記したもので、受益者負担金は、物価高騰の動向を注視しながら検討を行うことなどである。

次に4ページ目の「3 歳出に関する事項」については、通年分の経費を見込んで予算計上することを基本とし主な予算書の節ごとに、（1）人件費から（11）その他まで、留意する点を記載している。

特に留意していただきたい点、今年度から追加した点については、（4）需用費の1つ

目として、冊子の印刷製本費について、原則として職員には配布しないこととしている。印刷製本費の増大を防ぐため、職員には配布するのではなく、データ等で閲覧をしていただきたいという内容である。続いて5ページ目の(6)委託料の1つ目と3つ目として、費用対効果の観点から委託することが真に必要なか、十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても効果を踏まえて十分に精査すること。指定管理料については、指定管理者から示された要求額を精査すること。指定管理者から上がってきた見積書をそのまま予算化するのではなく、部として必要最低限の計上なのかは検証をしていただきたい。続いて(8)工事請負費の2つ目として、施設の老朽化に伴う更新改修については、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画等の計画を踏まえ、検討し計上すること。(9)負担金、補助金及び交付金として、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき十分検討し計上すること、新たな補助金を創設する場合は、終期を設定すること、任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行うこと。(10)扶助費として、国や県の制度改正の動向などに配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込むこと。6ページ(11)その他、1つ目として、事業目的を果たした既存事業は廃止することとしている。

なお、この予算編成方針については、本日の庁議にて御承認いただいた後、全庁に通知し、11月8日水曜日正午を予算要求の締切日にしたいと考えている。

続いて枠配分予算の説明だが、7ページ別紙1、部別の配分額は、令和6年度に歳入される一般財源見込み額と令和5年度の人件費や法定の扶助費、交際費等の義務的経費や新規拡充、採択事業を除いた一般財源額をもとに積算している。

なお、特別会計および公営企業会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施していない。

配分額については別紙1-1の通りとなっている。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、財政調整基金について、今後必要となる状況があるため、29億円を超える残高でも余裕があるとは言えないというような記述の方が良いのではないか。また、実施計画に基づいて配分という記載があるが、この表現では、枠配分予算をやめるというように捉えられかねないのではないかとこの質疑に対し、表記について検討するとの回答があった。

次に基本原則(7)原油価格・物価高騰対策として具体的に行う施策はあるのかとの質疑に対し、具体的な施策は財政課としては把握していないが、国も補助金を検討しているようなので、今後補助金が決定した際には、事業課がすぐに動くことができるよう準備をしていただきたいとの回答があった。

これらの質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。説明は以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】